

1 【未発生期】

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

目 的

- ① 発生に備えて体制の整備を行う。
- ② 国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。

対策の考え方

- ① 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、県行動計画等を踏まえ、国、市町村等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- ② 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、県民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

(1)-1 行動計画等の作成

県、市町村及び指定（地方）公共機関は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じ見直していく。（危機管理部、保健福祉部、全部局）

(1)-2 国・市町村及び指定（地方）公共機関等との連携

- ① 県は、国、市町村、指定（地方）公共機関、関西広域連合と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
（危機管理部、保健福祉部、関係部局）
- ② 県は、自衛隊、警察、消防機関、海上保安機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制を確認する。（危機管理部、保健福祉部）
- ③ 県は、新型インフルエンザ等の発生の段階に応じた対策を講じるため、特措法の規定に基づき、県内市町村が行動計画を策定する際の参考となるよう、「市町村行動計画標準例」を策定するなど、積極的な助言、指導を行う。（危機管理部、保健福祉部）
- ④ 県は、新型インフルエンザ等の発生の段階に応じた対策を講じるため、特措法の規定に基づき、指定（地方）公共機関の業務計画を作成する際の基準となるべき事項を示すなど、積極的な助言、指導を行う。（危機管理部、保健福祉部）

第3 各段階における対策（未発生期）

（2）サーベイランス・情報収集

（2）-1 情報収集

県は、国、関係機関等から新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。主な情報収集先（以下、「情報収集先」という。）は、次のとおりとする。（危機管理部、保健福祉部）

- ・ 国（内閣府、厚生労働省、国立感染症研究所等）
- ・ 国際機関（WHO、アメリカ疾病管理予防センター、国際獣疫事務局（OIE）等）
- ・ その他（医師会、報道機関等）

（2）-2 通常のサーベイランス

- ① 県は、人で毎年冬期に流行する季節性インフルエンザについて、所管する地域の指定届出機関において患者発生の動向を調査し、流行状況について把握する。（県民環境部、保健福祉部）
- ② 県は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。（県民環境部、保健福祉部）
- ③ 県は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。（経営戦略部、保健福祉部、教育委員会）

（2）-3 調査研究

- ① 県は、新型インフルエンザ等の国内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、国等との連携等の体制整備を図る。（保健福祉部）

（3）情報提供・共有

（3）-1 継続的な情報提供

- ① 県は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。（危機管理部、保健福祉部）
- ② 県は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及・啓発を図る。（危機管理部、保健福祉部、関係部局）

（3）-2 体制整備等

県は、コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下を行う。

- ① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた県民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。（危機管理部、経営戦略部、保健福祉部）

第3 各段階における対策（未発生期）

- ② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を検討する（県政広報幹を中心としたチームの設置、広報・広聴担当の適時適切な情報共有方法の検討等）。（危機管理部，経営戦略部，保健福祉部）
- ③ 地域における対策の現場となりうる，各総合県民局や市町村等とメールや電話を活用して，さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け，緊急に情報を提供できる体制を検討する。さらにインターネット等を活用した，リアルタイムかつ双方向の情報共有の在り方を検討する。（危機管理部，保健福祉部）
- ④ 新型インフルエンザ等発生時に，県民からの相談に応じるため，コールセンター等を設置する準備を進めるとともに，市町村に対し，同様のコールセンター等を設置する準備を進めるよう要請する。（保健福祉部，危機管理部）

（4）予防・まん延防止

（4）-1 対策実施のための準備

（4）-1-1 個人における対策の普及

- ① 県，市町村，学校及び事業者は，マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい，人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り，また，自らの発症が疑わしい場合は，帰国者・接触者相談センターに連絡し，指示を仰ぎ，感染を広げないように不要な外出を控えること，マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。（危機管理部，保健福祉部，全部局）
- ② 県は，新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請，施設の使用制限の要請等の感染対策についての理解促進を図る。（危機管理部，保健福祉部，関係部局）

（4）-1-2 地域対策・職場対策の周知

- ① 県は，新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか，職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。（危機管理部，保健福祉部，商工労働部）
- ② 県は，緊急事態宣言がなされている事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。（危機管理部，県民環境部，保健福祉部，商工労働部）

（4）-1-3 衛生資器材等の供給体制の整備

県は，衛生資器材等（消毒薬，マスク等）の生産・流通・在庫等の状況を把握する仕組みを確立する。（危機管理部，保健福祉部）

（4）-2 予防接種

（4）-2-1 ワクチンの供給体制

県は，県内において，ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。（保健福祉部）

第3 各段階における対策（未発生期）

(4)-2-2 基準に該当する事業者の登録に係る協力

県及び市町村は、国が進める登録事業者の登録に関し、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等が示された「登録実施要領」を事業者に対して周知を行うとともに、事業者の登録申請に係る登録手続き等に協力する。（保健福祉部）

(4)-2-3 接種体制の構築

(4)-2-3-1 特定接種

県及び市町村は、国の要請に基づき、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。（経営戦略部、保健福祉部）

(4)-2-3-2 住民接種

- ① 市町村は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制を構築する。（保健福祉部）
- ② 市町村は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める必要がある。そのため、国及び県は、技術的な支援を行う。（保健福祉部）
- ③ 市町村は、速やかに接種することができるよう、郡市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。（保健福祉部）

(4)-2-4 情報提供

県は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位の在り方と言った基本的な情報について情報提供を行い、県民の理解促進を図る。（保健福祉部）

(5) 医療

(5)-1 地域医療体制の整備

- ① 県は、医療体制の確保について具体的なマニュアル等を作成するなど、県医師会等の関係機関と連携し、体制整備の確保に努める。（保健福祉部）
- ② 県は、原則として、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、県医師会、郡市医師会、県薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（感染症指定医療機関、大学附属病院、公立病院等）、医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。（保健福祉部）
- ③ 県は、発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療体制について協議、確認を行う。（保健福祉部）
- ④ 県は、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染

第3 各段階における対策（未発生期）

症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。また、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。（保健福祉部，病院局）

(5)-2 県内感染期に備えた医療の確保

県は、次の点に留意して、県内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

- ① 全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。（保健福祉部）
- ② 地域の実情に応じ、指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、公的医療機関等（大学附属病院，公立病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。（保健福祉部，病院局）
- ③ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。（保健福祉部，病院局）
- ④ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。（保健福祉部）
- ⑤ 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療，産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。（保健福祉部）
- ⑥ 社会福祉施設等の入所施設において、集団発生が発生した場合の医療提供の方法を検討する。（保健福祉部）
- ⑦ 県内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。（危機管理部，保健福祉部，病院局）

(5)-3 手引き等の周知，研修等

- ① 県は、国が策定した新型インフルエンザ等の診断，トリアージを含む治療方針，院内感染対策，患者の移送等に関する手引き等について、医療機関に周知する。（保健福祉部）
- ② 県は、国と連携しながら、相互に医療従事者等に対し、県内発生を想定した研修や訓練を行う。（保健福祉部，病院局，危機管理部）

(5)-4 医療資器材の整備

県は、必要となる医療資器材（個人防護具，人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。（保健福祉部，病院局）

(5)-5 検査体制の整備

県は、徳島県立保健製薬環境センター（以下「保健製薬環境センター」という。）におい

第3 各段階における対策（未発生期）

て、新型インフルエンザ等に対する PCR 検査等を実施する体制を整備する。（県民環境部、保健福祉部）

(5)-6 医療機関等への情報提供体制の整備

県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。（保健福祉部）

(5)-7 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄

① 県は、諸外国や全国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、県民の 45% に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。（保健福祉部）

② 県は、新たな抗インフルエンザウイルス薬については、国が薬剤耐性ウイルスの発生状況等の情報収集を行い、全体の備蓄割合を検討した結果に応じて対応する。（保健福祉部）

(5)-8 抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備

県は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。（保健福祉部）

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

(6)-1 業務計画等の策定

県は、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。（危機管理部、保健福祉部）

(6)-2 物資供給の要請等

県は、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のための体制の整備を要請する。（危機管理部、保健福祉部）

(6)-3 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

県は、市町村に対し、県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておくよう要請する。（保健福祉部）

(6)-4 火葬能力等の把握

県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等

第3 各段階における対策（未発生期）

についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。（危機管理部）

(6)-5 物資及び資材の備蓄等

県、市町村及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。（危機管理部、保健福祉部）